

平成 25 年度第 1 回 海老名市景観審議会 議事録

開催日時等	平成 25 年 7 月 3 日 (水) 10:00~12:00			於 3 階 政策審議室
議案	<p>議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海老名市景観計画区域における行為の届け出の景観形成基準への適合について (諮問) (1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモによる工作物 (鉄塔) の新設 (2) 社会福祉法人ケアネットによる開発行為 (3) 景観法・景観条例に基づく行為の届出等の状況報告 ・その他 			
出席委員 ◎会長 ○副会長	◎飯塚 孝 青木賢一	○清水好夫 酒井道子	加藤仁美 椎名 洋	遠藤 新 委員 7 名中 7 名出席
公開の可否	公 開	傍聴者数	0 人	
事務局	<p>まちづくり部 部長 松井俊治 まちづくり部 次長 御守 伸 住宅公園課 課長 渋谷明美 住宅政策係 係長 諏訪光宏 主事 古谷 梢 主事補 稲葉小百合</p>			
その他 関係者	<p>事業者 7 名 (日本コムシス株式会社、社会福祉法人ケアネット、株式会社入江三宅設計事務所) まちづくり部都市計画課 開発指導担当課長兼開発指導係長 早川 修 保健福祉部高齢介護課 高齢者支援係長 萩原明美</p>			
議事経過	<ul style="list-style-type: none"> ・海老名市景観計画区域における行為の届け出の景観形成基準への適合について (諮問) (1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモによる工作物 (鉄塔) の新設 (海老名市柏ヶ谷字瀧ノ本 1 番及び 2 番の一部) 結論：海老名市景観推進計画に基づく景観形成基準への適合を認める。 (2) 社会福祉法人ケアネットによる開発行為 (海老名市社家字初雁 502 番ほか 5 筆) 結論：海老名市景観推進計画に基づく景観形成基準への適合を認めるが、緑地の配置について工夫されたい。 詳細は別添のとおり (3) 景観法・景観条例に基づく行為の届出等の状況報告 			

議事経過等詳細

海老名市景観計画区域における行為の届け出の景観形成基準への適合について（諮問）

会長

それでは議事に入ります。

市長より「海老名市景観計画区域における行為の届け出の景観形成基準への適合について」ということで、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、社会福祉法人ケアネットの2件について諮問をいただいております。

諮問事項について事務局より説明願います。

事務局

・2件の諮問内容の確認

(諮問書の読み上げ)

・諮問に至る経過

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモについてですが、平成25年6月10日付で、携帯電話基地局の鉄塔建設のため、景観法・景観条例に基づき、工作物の新設の届出が提出されました。

次に社会福祉法人ケアネットについては、平成25年6月26日付で、特別養護老人ホーム建築の開発行為に伴い、景観法・景観条例に基づき、開発行為の届出が提出されました。

社会福祉法人ケアネットは、今回は開発行為の届出になっていますが、これから建築物の建築の届出が別に予定されています。

景観審議会への諮問事項としては、海老名市景観推進計画で、工作物の新設については、高さが40mを超えるもの、開発行為では、開発面積が5000㎡を超えるものが対象となっています。また、届出対象行為のうち、景観形成基準の適合について判断を必要とするものも、対象となっています。

まず、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの案件について、鉄塔の高さが避雷針部分を入れて44.5mとなり、諮問対象となっています。また、規模の大きな鉄塔の建設に関する届出は、景観条例施行後、初めてでもあります。

次に、社会福祉法人ケアネットの案件につきましては、開発面積が5000㎡を超えることから、審議会への諮問案件となりました。特別養護老人ホームの建築が予定されていますが、開発行為について、今回諮問の対象となっております。建築物については景観審議会への諮問事項とはなりません、参考として資料を添付しました。

ご意見につきましては事業主に伝達し、可能であれば建築物の届出に反映をお願いしたいと思います。

・景観の届出の流れ確認

- ・景観形成基準の確認
- ・届出地点の状況等を写真等で確認

事務局からの説明は以上です。

本日は事業者をお呼びしています。

届出についての内容詳細は事業者から説明いたします。

2件の案件ですので株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、社会福祉法人ケアネットの順で事業者を入室させてよろしいでしょうか。

会長 では、まず1件目の事業者の入室を認めます。

(事業者入室)

会長 それでは、自己紹介後、本事業にかかる、景観の届出内容について説明をお願いします。

事業者 (日本コムシス株式会社 担当者自己紹介)

いわゆる携帯電話に係わる基地局の建設で、発注者が株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、設計・施工に関しては日本コムシス株式会社が担当しております。

敷地面積は 225.68 m²、鉄塔の高さは地上 40mと避雷針で、合計 44mです。形状はアングル鉄塔ということで、細い部材を組み合わせた鉄塔をイメージしていただければと思います。仕上げは溶融亜鉛メッキ仕上げで、腐食性の低い仕上げです。基地局足元に電源装置やその電源装置を動かすための引込線等を設置し、基地局の周りは高さ 1800mmのフェンスで囲います。場内は透水性のアスファルトで舗装し、水はけをよくします。あくまで予定ですが、申請許可後、7月中に着工できれば、9月までに竣工させたいと思っています。

携帯電話の使用は非常に多岐に渡っています。東日本で地震があった関係で、災害にも対応できるようにしてほしいと総務省からも通知があり、基地局の建設を手掛けています。その中でもこの柏ヶ谷地区においては、非常に利用者様が多く、どうしても高品質のサービスをお届けできないという状況になってしまったため、今回の建設予定地を選定した結果、最適であるということで、選定させていただきました。

設置位置については西側に目久尻川がありますので、この河川区域を保護するように、河川区域から5m離す計画をしています。景観を圧迫しないよう、若干奥まったところに配置する計画です。鉄塔の色は反射光を抑えるため光沢の低いメッキ仕上げとし、以前よりも大分光沢性が低くなっています。また、基地局に50cm角ぐらいの無線装置をつけますが、鉄塔上部ではなく足元に設け、

全体の景観を遮蔽しないようにしています。

以上です。

会長 説明が終わりましたので事実確認、事業内容等についての、ご質問があればお願いします。審議は後で行います。

委員A 鉄塔を作るうえで、色は変えられるのですか。

事業者 特殊な場合を除いては、ほぼこのN7相当です。以前はN7.5という色でもっとピカピカ光っていました。ゆくゆく考えると、メッキの上への塗装はだんだん剥げてきたり、くすんできてしまったりというがあるので、あまりよろしくないというのがあります。そのため、メッキの方が景観的にも色は抑えられてくるのではないのでしょうか。

委員B ここは農地ということで、農業委員会でも総会を開きました。そこで疑問が出たのですが、なぜ周りに農地を残して、真ん中へ設置しなければいけないのでしょうか。

事業者 契約上の問題になり大変申し上げにくいところですが、本来であればご指摘のとおり1筆の土地で計画をします。しかし、今回は特殊な例でご意見・ご依頼がございましたので、このような設置になりました。

委員C 景観審議会からはちょっと離れてしまうかもしれないのですが、電磁波の問題など、地元の方から同意等を得ているのでしょうか。自分は杉久保だが、2～3年前に基地局が建てられ、まだ住民ともめごとがあります。

事業者 この予定地を起点として、鉄塔の高さの2倍以内の地域に住んでいる人、土地を持っている地権者の人に関しては、すべて承諾を得ています。電磁波については、私どもにもたくさんお話しをいただくのですが、総務省のからも指針が出ており、これに則っています。

委員C 同じような説明を我々も何回も受けてはいますが、住民の納得を得るのは難しいです。マスコミの意見も相当ありますしね。

事業者 電波は目に見えませんがね。個人の話なので一概には言えませんが、私もマンション住まいで屋上に基地局があります。しかし、もう6年ぐらい経ちますが、特に人体に支障はありません。総務省からも「人体に好ましくない影響を及ぼさせない範囲で」という指針が出ています。

委員D 目久尻川沿いが好きで、よく子どもと散歩したりしています。ちょうど、この鉄塔予定地の北側と南側は遊歩道で整備されて歩きやすいが、この辺りだけ遊歩道がない。もし今後、ここを整備する計画があるのであれば、景観にすごく影響があると思う。

- 事務局 目久尻川は1級河川で、県の管理になっています。綾瀬の方に行くと遊歩道がありますが、海老名については今のところありません。しかし、河川区域は外してあるとのことなので、遊歩道を作ろうと思えば作れるようにはなっています。普段は河川の管理用通路を歩かれていますのではと思います。今回はそれを外れたところでの計画となっています。
- 委員D フェンスで囲われた中にごみがあると、周辺の人が拾いに入ることができない。定期的に掃除に入ったりするのでしょうか。他のところで、中に入れないように囲ってあるが、中にごみですごく汚いところがある。いやだなと思うが、中に入れないので、拾うこともできない。その辺りの管理はどうする予定でしょうか。
- 事業者 何日ごとに定期的に回るといようなお約束はできませんが、装置のメンテナンスなどは定期的に回っております。ですので、その中での対応というのはできると思います。ごみの量が多いということになりましたら、定期的に回るとい頻度を変えたりしながら対応していきたいと思います。
- 委員E 現地の状況を教えていただきたいのですが、河川区域5mというのは河川管理の所有地となっている。ということよろしいでしょうか。
- 事業者 調べさせていただいたところ、目久尻川は工事でかなり動いているらしいとのこと。その関係で、実は河川区域がはっきりしないとの回答をいただきました。そのため、現状の河川区域とされるラインから、河川の保全区域として5m離してくださいという説明でした。
- 委員E 斜面になっているように見えますが、地形は全くいじらないのでしょうか。
- 事業者 こちらは現在果樹園になっており、若干土を盛っている状況です。もともとの地形は変えずに、基地局の方を1m高くしています。
- 委員E 電源箱をあえて足元に設けたという話でしたが、塔の上に設けるとどのような設置の仕方になるのでしょうか。
- 事業者 塔の上に設置する場合は、避雷針の下にあるアンテナのポールのようなものの中の、箱の部分になります。ただし、ここにつけてしまうと空を眺めた際など、景観上よろしくないということがあるので、装置は全て下に設置していません。
- 委員F 塗装の寿命はどれくらいでしょうか。
- 事業者 場所によって条件が違うので一概には言えませんが、メッキ仕上げで長いところでは10年ぐらいです。

委員D この鉄塔で、だいたいどれくらいの件数をカバーできるのですか。

事業者 お客様次第というところもあります。ドコモ内でもシミュレートをして、このくらいの使用量に対して、ここに基地局が必要だろうということで設定しています。お客様が使える量が増えてくれば、この基地局でも足りないということにもなります。であれば、また中継地が必要という計画が出てきます。

委員D 範囲として、何メートルとかあるのでしょうか。データ量が少なければ、それだけ広い範囲を賄えるということでしょうか。

事業者 そういうことになります。最近はスマートフォン等でデータ量も増え、遠いところから飛ばすのが厳しくなっているため、今は数が足りていません。

委員B 現地の道路の反対側は高台になっているが、仮にここではなく高台の上に設置するのであれば、もっと低くできるのだろうか。これは低い土地に建てるから40mという高さが必要になる。もし10m高いところに建てるのであれば、35mとかでいいのだろうか。

事業者 そのあたりは非常に微妙な問題です。電波の性質上、電波の飛ぶ角度が決まっているため、逆に高すぎても下に届かなくなってしまいます。ですので、あまり高すぎても適しません。

会長 他にありますか。
特に質問がないようでしたら、事業者は退室をお願いします。ありがとうございました。
(事業者退室)

会長 では引続いて2件目、「社会福祉法人ケアネット」の事業者の入室を認めます。
(事業者入室)

会長 それでは、自己紹介後、本事業にかかる、景観の届出内容について説明をお願いします。

事業者 (社会福祉法人ケアネット、株式会社入江三宅設計事務所 各担当者自己紹介)
今回、開発行為の届出を提出しております。行為の目的としましては、特別養護老人ホームの建設で、入居100床、ショートステイ20床の合計120床の建築のための開発行為です。建築物の新築についての届出は別途提出します。
まず敷地概要ですが、場所は海老名市社家字初雁502番ほか5筆となります。計画敷地西側に宅地があり、宅地の向こう側に県道46号線があります。また、北側には市道507号線、南側には市道506号線があります。計画敷地の現況は水田となっています。
土地の利用についてですが、開発区域は5936.14㎡で、計画建物は鉄筋コン

クリート造3階建て、建物高さ11.15mです。建物は周辺への影響を考慮し、開発区域の中央に配置して計画しています。日当たりの良い南側の506号線沿いに、開発区域の3%以上の186.46㎡を公共緑地として計画しています。開発区域への出入りは、計画敷地西側の車路に507号線と506号線からを計画しています。現状、市道の道路区域内に水路があるので、水路占用許可をいただき、水路に蓋をかける計画をしています。また、計画建物の北側と東側には車路と、駐車場60台分を計画しています。建物への出入りは西側が主の出入り口になります。反対側の東側が通用口になります。

次に造成計画についてです。現況が水田ですので、地盤面が道路より40cm程度低い位置になります。北側と南側の道路地盤まで土を造成し、開発区域の中央、建物の中央に向かって緩やかに盛土を行いますので、建物出入り口部分は約90cm程度の盛土となります。擁壁についてですが、北側と南側の市道沿いの擁壁は道路からセットバックした位置とし、手前を緑化する計画としています。東側の水田側の擁壁も同様に、水田に配慮してセットバックをし、手前を緑化するような計画としています。西側の内側の擁壁は、隣地の宅地との地盤の差がありますので、それを調整するために計画しています。

緑化計画についてご説明します。緑化面積は、面積の15%以上の1125.3㎡で18.95%となります。植樹本数は1.5m以上が297本以上、1.5m未満が297本以上植樹するという計画で、四季を感じることができる植栽を計画しています。計画建物沿いにはトキワマンサク、東側の水田に近いところには水田内に影響のないよう、メンテナンス性の良いシラカシを植栽する予定です。西側の宅地側は既存の擁壁がありますので、手前にツツジを植栽する計画をしています。公共緑地は擁壁手前にツツジを植栽し、地面は芝の植栽をします。北側と東側の擁壁手前も芝の植栽をする予定です。擁壁前面に植栽を施すことで、敷地境界を柔らかく周辺に調和するよう配慮した計画としています。開発の届出に関しては以上です。

なお、参考として建物についてですが、外壁は周辺環境に調和するように明るい茶系のアースカラーとしています。外周はバルコニーがあり、全面に白いルーバーを計画しています。ルーバーは建物のスケール感を軽減するように配慮した計画としています。建物の説明としては以上です。

会長

説明が終わりましたので事実確認、事業内容等についての、ご質問があればお願いします。審議は後で行います。

委員B

場所は県道の東側で、水田地帯のところになっている。県道西側については開発やむなしだが、なぜ東側の計画なのか。西側にも同じ面積のところはある。なぜ西側でなく東側としたのか。県の農業委員会からも、海老名はなぜ許可したのかという話が出た。

事業者

我々は設計事務所の立場ですが、この事業を始めるにあたり、事業主のほうでは既存の建物が河原口にあり、土地をかなり探しこんでいただいた経緯でご相談を受けたことはあります。昨年の7月下旬に土地を選定して事業所の公募に手を上げなければいけないところがあり、事業主がまず市街化区域内でいろいろと土地を探しましたが、最終的に同意を得ることができたのが今の場所でした。その中で、高齢介護課での手続等が始まっていったので、我々としては、いただいた土地の中で設計をするといったことをせざるを得ない状況です。また、田園風景でもありますので、できるだけ周辺環境がみどり豊かになるよう、セットバックしてみどりの連続性を取るなど、周辺環境に配慮した中で建物を建てたい。我々の建物が建つことで、周りに新たな建物が建つという心配があるのは重々承知しています。

事業主が土地を探すのがまず始めて、それを審査するのが海老名市です。また、都市計画法が変わり、市街化調整区域には病院や老健、特養などは基本、原則建てられないのですが、神奈川県の開発許可の基準の中で、例えば、市街化区域に近接した場所にある、また、社家駅から500m以内にあり、第2種の農地である。周りのインフラが整備されているかどうか、農地転用ができるかどうかなどを県の方に書類の審査をしていただいて、今、開発の許可を提出している次第です。また、農地転用の許可には開発の許可を同時にやらなければいけないのですが、市街化調整区域には建物を建てられませんという原則があります。7月26日に開発の方でも神奈川県の開発審査会で審議いただいて、それでご了解をいただければ、開発委許可が下りる。というところです。なので、海老名市で120床必要だということで事業主さんに手を挙げていただいて、土地を探す中で、ここになりました。場所については、逆に、海老名市の方でここにどうですかという場所があれば助かりました。しかし、事業主側としてはいろいろ探した結果、小学校の近くにあり、将来的にはおじいちゃん、おばちゃんと小学校との交流ができればというところもあり、場所としては市街化調整区域にありますが、近接した場所ということで、現在の計画に至っています。

委員E

開発計画についてですが、県道46号線側の宅地は計画区域に入っていないですが、地権者との関係もあると思いますが、先ほど説明のあったように小学校との交流等の面からも、将来的に開かれた空間となるといいなと思います。そのあたりの考えを伺いたい。また、よく理解できていませんが、開発区域に入ると車路が従前の水路占用範囲の上に蓋かけをしてある、ということでもいいのか教えてもらいたい。また、景観的に緑地は県道側に開かれたスペースとしてあったほうがいいのではと感じるのですが、どうお考えでしょうか。

事業者

宅地を挟んで開発区域にした理由はいろいろあります。当初は接道する場所で計画ができればという話でしたが、土地の所有者の同意を得られなくなり、現在の計画になったという経過があります。開発区域に入る蓋かけの部分ですが、市道507号線、506号線の現状はこの道路区域内にU字溝があり、農業用

水の排水路になっています。市からはその部分を水路占用の許可をとって、建物に入るように計画しなさいとのことでした。これにつきましては利害関係人の同意を得まして、水路占用を計画しています。また、接道すれば道路に面してそちらからアプローチし、土地の利用としても道路に開けたような形態をとることが望ましいというご意見をいただきましたが、土地を挟んで計画するということになりましたので、事業主さんと相談しまして、日当たりの良い南側に公共緑地を配置し、ご利用者さんと散策できるようなスペースとし、交流等ができるスペースと配慮しております。

委員E この宅地は借地としても利用ができないということですか。

事業者 はい。

委員E 非常に残念ですね。小学校との交流を考えると、宅地側が開かれていた方が好ましいわけですよ。なおかつ、北側も少し緑地があったほうがいいかなと思うくらいです。もう少しこの県道沿いに景観上何か配慮が必要ではないかと思うのですが。

会長 私もそう思います。

事業者 土地がもし借りられたらそういった計画もできますが、範囲外となってしまうので難しいところではありますが、できるだけ植栽を配置し、いきなり擁壁がドンと出ないように、田んぼのきれいな景色を失わないように計画しています。

委員E 県道46号線側の車路はほかの3か所があるのでやめて、緑地にすることはできないのですか。

事業者 消防用活動空地で幅5mのスペースが必要になります。この車路と隣地の間には植栽を幅50cmで作っています。もちろん隣の宅地にも緑があればいいのですが、開発区域外となってしまうので。

委員E 開発区域内についても、車路をなくして植栽にするのがいいと思いたので。

委員C この県道は交通量が多いが、一日に何台くらいの車の出入りを想定していますか。交差点には現在信号がついていませんが、信号設置の予定とかはどうでしょうか。

事業者 道路に設置する信号は警察との調整になります。特別養護老人ホームとなるので、入居者様に関しましては、基本的には施設に滞在するという形になります。家族の方やショートステイの方の分の駐車場も確保しています。一日の出入りの台数はそんなに多くないと想定しています。開発に係わる物件ですので、事前に警察に事業の説明に行ったところ、信号は不要ではないかということに

なりました。

事務局 県道 46 号線は中央分離帯があるところなので、北側から来たら左折しかできません。市道 506 号線、507 号線には左折でしか入れず、出るときにも左折でしか出られません。ですので、南側から来た時には、社家小学校の一つ南側を右折して、一度東に進み、コの字型に回ってこないと入れない場所になっています。

委員D 駐車場 60 台分は多いなという印象があります。職員分の駐車場を確保するためなのか。利用者さんのご家族が使う分はどうでしょうか。

事業者 駐車場の内訳は職員分の駐車スペースが 30 台、業者の搬入のスペースが 5 台、施設への入居者送迎マイクロバスが 5 台、入居者用のスペースが 20 台。以上で合計 60 台です。

委員D それを何台か削ったら、もう少し車路を広くして、西側に植栽を増やせるのではないのでしょうか。

事業者 周りに駐車場がなく市道に路駐する車があるため、敷地内に必要な駐車スペースを確保してくださいとのことで、調整しています。駐車スペースは 60 台分ほしいので、このような計画になっています。

補足させていただきますと、田んぼ側に寄せた方がいいんじゃないかというご指導だと思うのですが、そうすると建物が田んぼ側に寄ってしまい、周辺の耕作に影響が出てしまいますので、事業主さんと相談をし、建物は敷地の真ん中に置いて計画していきたいということで、今の形になっています。

会長 よろしいでしょうか。

委員C 南北に広い敷地ではなく、東西に広い敷地のほうが、日当たりがいいのではないかという気がするのですが。やはり、地権者の問題でこういった敷地の取り方になったということでよろしいですか。

事業者 地権者の同意というのももちろん必要ですが、南側に面したお部屋の建物を作りますと、逆に北側も増えてしまいます。事業主さんから、南側を増やすよりは東側・西側を増やし、できるだけ北側を少なくしたいという要望がありました。ただ、ある程度敷地を決めるにあたっては地権者の同意が必要になりますので、与えられた中で、周辺環境に害のないよう建物を造る計画をさせていただきました。

会長 では、ほかになれば業者の方はご退席ください。
(事業者退室)

会長 それでは、これより審議に入ります。

まず、1 件目の「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモによる工作物の新設」の景観について、審議を行います。

事務局から景観形成基準との適合について現状について報告をお願いします。

事務局 景観形成基準との適合状況を報告（基準に合致しない点はなし）。

委員A これ以外はないのではないかと、非常に審議し辛い内容。色彩については基準以内というところがいいと思うのですが、外周のフェンスは、鉄塔と色を合わせる必要はないと思います。例えば、ああいうところで外周のフェンスに対して市の方で指定する方法もあるのではないかと思います。鉄塔に合わせたものを使うのではなく、周辺の環境に合わせたフェンスの色など、何らかの努力があってもいいのではないかという気がします。

事務局 それはご意見として伝えておきます。

会長 それでは、他にご意見がなければこれまでとします。
では「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモによる工作物の新設」については景観形成基準に適合しているということでご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会長 ご異議なしと認めます。答申書につきましては、会長にご一任いただき、副会長と相談の上作成し、答申させていただきます。

では、続いて2件目の「社会福祉法人ケアネットによる開発行為」の景観の届出について、審議を行います。

事務局から景観形成基準との適合状況等について事前の確認状況を報告願います。

事務局 景観形成基準との適合状況を報告（基準に合致しない点はなし）。

会長 それでは諮問事項については開発行為についての景観の届出ですが、予定されている建築物についてもご意見、指摘事項などがありましたらお願いいたします。

委員F 結局、市が何かしないと、市街化調整区域で開発ができない制度になっていますが、その辺りはどうなのでしょう。

関係課 基本的には、神奈川県審査会があり、その中で建てられますよという結論が出れば、特に市のほうで制限するような、そういったことはございません。

委員F その案件に出す書類の中には、海老名市から出す書類もありますか。

関係課 県の方から照会が来て、そういう施設を建てることについて、都市計画サイドの方からの意見だとか、他方からの意見だとかといったことで、提示をさせていただいています。

委員A 外周をフェンスで囲う予定になっていますが、相当目立つ気がします。境界

のつくり方を景観に配慮してもらいたい。県道 46 号線沿いの景観は大事だと思います。都市計画図を見ると、都計道もちょうど正面に突き当たるように計画されていることもありますし、かなり重要な位置になっています。正面から見た計画を、少なくとも外周を生垣にするとか、何らかの配慮が必要なんじゃないかなというのがあります。それと、植栽に関しては四季の彩りを感じるようにしたり、多様性をというところでは配慮しているかなと思います。しかし一方で、外来種にある程度こだわっている。在来種以外のものをあまり持ってこない方がいいのではないかという気もします。田んぼの景観に本当に合うのかどうか。レッドロビンもトキワマンサクも赤っぽい色になりますし。

委員 B 今回は社会福祉法人だから計画が進んでいるが、本来はそれ以外の計画はできない区域。

委員 A そもそも論のところではいろいろ言いたいこともあるが、いまさら反映はできないので、これから設計に反映できそうなところだと、南側の緑地を庭として利用できるようにするとか、いい緑地にしてほしいなと思います。設備機器置場も、できる限り緑地の中に入れるとか、生垣で囲うとか、乱雑にならないような作り方ができるのではないかと思います。公共緑地とも一体的に考えてほしい。

委員 E 市としての考え方もあると思う。いきなり県に行くことはないと思いますので。個人的には沿道のレストランなんかよりはいいと思います。

会長 では、答申については副委員長と調整させていただいて、回答します。ご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会長 ありがとうございます。では、事務局にお返しします。

事務局 では、昨年度の届出状況についてご報告させていただきます。

景観法・景観条例に基づく行為の届出等の状況報告
(平成 24 年度の届出、通知の内容、状況について写真で報告)

閉会

事務局 ありがとうございました。それでは、これをもちまして本日の景観審議会を閉会させていただきます。また、いただきましたご意見につきましては、事務局を通じまして、事業者に伝達をさせていただきます。本日は長時間に渡りまして審議をしていただき、まことにありがとうございました。